

<p>（公示の方法）</p> <p>第二条 法第二十二條第十三項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。</p> <p>（空家等対策計画の作成等の提案）</p> <p>第三条 法第二十七條第一項の規定により空家等対策計画の作成又は変更の提案を行う者とする空家等管理活用支援法人は、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係る空家等対策計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法第十四條第十一項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村（特別区を含む。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。</p> <p>（新設）</p>
--	---

附則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

○厚生労働省令第五十三号

臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百号）第六條第四項の規定に基づき、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

<p>（判定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第六條第四項に規定する判断に係る判定は、次の各号に掲げる状態が確認され、かつ、当該確認の時点から少なくとも六時間（六歳未満の者にあつては、二十四時間）を経過した後に、次の各号に掲げる状態が再び確認されることをもって行うものとする。ただし、自発運動、除脳硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、四肢が伸展又は内旋し、かつ、足が底屈することを含む。）をいふ。次条第五号及び第五條第一項第七号において同じ。）を除皮質硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、上肢が屈曲し、かつ、下肢が伸展又は内旋することを含む。次条第五号及び第五條第一項第七号において同じ。）又はけいれんが認められる場合は、判定を行つてはならない。</p>	<p>（判定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第六條第四項に規定する判断に係る判定は、次の各号に掲げる状態が確認され、かつ、当該確認の時点から少なくとも六時間（六歳未満の者にあつては、二十四時間）を経過した後に、次の各号に掲げる状態が再び確認されることをもって行うものとする。ただし、自発運動、除脳硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、四肢が伸展又は内旋し、かつ、足が底屈することを含む。）をいふ。次条第五号及び第五條第一項第七号において同じ。）を除皮質硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、上肢が屈曲し、かつ、下肢が伸展又は内旋することを含む。次条第五号及び第五條第一項第七号において同じ。）又はけいれんが認められる場合は、判定を行つてはならない。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p>
--	---

<p>（略）</p> <p>一 瞳孔が固定し、瞳孔径が左右とも四ミリメートル以上であること</p> <p>二 瞳孔が固定し、瞳孔径が左右とも四ミリメートル以上であること</p> <p>三 脳幹反射（対光反射、角膜反射、毛様脊髄反射、眼球頭反射、前庭反射、咽頭反射及び咳反射をいう。）の消失</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 眼球損傷、鼓膜損傷又は高位脊髄損傷により第二号又は第三号に掲げる状態の確認ができない場合にあつては、脳血流の消失</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 法第六條第四項に規定する判断に係る判定に当たつては、聴性脳幹誘発反応又は脳血流の消失を確認するように努めるものとする。</p>	<p>（略）</p> <p>一 瞳孔が固定し、瞳孔径が左右とも四ミリメートル以上であること</p> <p>二 瞳孔が固定し、瞳孔径が左右とも四ミリメートル以上であること</p> <p>三 脳幹反射（対光反射、角膜反射、毛様脊髄反射、眼球頭反射、前庭反射、咽頭反射及び咳反射をいう。）の消失</p> <p>四・五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 法第六條第四項に規定する判断に係る判定に当たつては、聴性脳幹誘発反応の消失を確認するように努めるものとする。</p>
--	---

附則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○国土交通省令第九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三條第二項第一号の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十二日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

<p>（敷地と道路との関係の特例の基準）</p> <p>第十条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十三條第二項第一号の国土交通省令で定める建築物（その用途又は規模の特殊性により同条第三項の条例で制限が付加されているものを除く。）の用途及び規模に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次のイ及びロに掲げる道の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。</p> <p>イ 第一項第一号に規定する道 法別表第一（イ）欄に掲げる用途以外の用途</p>	<p>（敷地と道路との関係の特例の基準）</p> <p>第十条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十三條第二項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。</p> <p>（新設）</p>
---	--